

第 165 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 令和 8 年(2026 年)2 月 20 日 (金)

開催場所 : 八王子市役所 801 会議室

【出席者】

八王子市長	初宿 和夫	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	西川 要子	副会長
八王子市議会議長	美濃部 弥生	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	石井 宏和	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	富永 純子	委員
八王子地区保護司会代表	佐藤 順一	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	柴田 睦	委員
八王子市立中学校長会代表	白石 貴志	委員
八王子市公立小学校長会代表	川村 和人	委員
八王子市立小学校PTA連合会代表	田口 佑樹	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	森田 忠志	委員
八王子市教育委員会教育長	安間 英潮	委員
多摩少年院長	大熊 直人	委員
東京西法務少年支援センター長	向野 里子	委員
八王子市生活安全部長	山岸 研	委員
八王子市健康づくり担当部長	田中 敦子	委員
八王子市子ども家庭部長	古川 由美子	委員

出席 17 名

(事務局)

八王子市子ども家庭部青少年若者課長	堀川 悟
八王子市子ども家庭部青少年若者課	吉岡、内山、錦織、飯倉

【欠席者】

都立高等学校校長会代表	延藤 修一	委員
八王子市立中学校PTA連合会代表	田所 喬	委員
八王子警察署長	四郎園 文明	委員
高尾警察署長	山田 幸雄	委員
南大沢警察署長	堀口 栄二	委員
東京保護観察所立川支部統括保護観察官	市川 豊	委員
八王子児童相談所長	園尾 まゆみ	委員

(参考説明人)

八王子警察署生活安全課長	吉井 英樹
高尾警察署生活安全課長	弓田 海風
南大沢警察署生活安全課長	網干 親志
東京保護観察所立川支部長	吉原 直探

【次 第】

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 報告事項

- ア 八王子市青少年健全育成基本方針令和7年度(2025年度)重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について
- イ 令和7年度(2025年度)青少年健全育成事業について

(2) 協議事項

- ア 八王子市青少年健全育成基本方針令和8年度(2026年度)重点目標及び周知リーフレット案について
- イ 令和8年度(2026年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- ウ 令和8年度(2026年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項について

(3) 情報提供

- ア スマホ、SNSを起因とする少年犯罪の傾向と対策について
- イ 多摩少年院の現状について

4 閉 会

【配付資料】

第165回 八王子市青少年問題協議会次第

資料1 八王子市青少年健全育成基本方針令和7年度(2025年度)重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について

資料2 令和7年度(2025年度)青少年健全育成事業について

資料3 八王子市青少年健全育成基本方針令和8年度(2026年度)重点目標及び周知リーフレット案について

資料4 令和8年度(2026年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料5 令和8年度(2026年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項について

別紙1 青少年健全育成基本方針 令和8年度(2026年度)重点目標リーフレット(案)

別紙2 青少年健全育成基本方針 令和7年度(2025年度)重点目標リーフレット

別紙3 八王子警察署提供資料

「そのAIの使い方、犯罪かも」

「自画撮り被害に遭わないで！」

「オンラインゲーム上には、こどもに迫る犯罪者がいます！！」

「やめよう万引き 守ろう笑顔」

「学校職員の皆様へ 令和8年度弁護士と警察による若者を犯罪集団から守るた

めの教育」

「そのアルバイト関わってはダメです」

別紙4 多摩少年院提供資料「多摩少年院について」

【議事要点】

1 開会

【会長挨拶】

日頃より本市の青少年の健全育成のためにご尽力いただいておりますこと、市を代表して御礼申し上げます。

本協議会は、地方青少年問題協議会法及び八王子青少年問題協議会条例に基づく附属機関であり、ここでいただいたご意見は、市長として尊重すべき重要なものでございます。本日は限られた時間ではございますが、青少年の健全育成に関する総合的な見地から、皆様のご意見を賜ればと思います。

次に、市政の状況について、今年は子どもたちが楽しみにしていた「八王子夢街道駅伝」が、積雪により中止となりました。ランナーの方のみならず、沿道の方々の安全確保の観点から、道路の凍結状況を踏まえ、苦渋の決断をさせていただいたものでございます。関係者の皆様のお力により、市民がスポーツを楽しめる環境が維持されていることに、改めて感謝申し上げます。こうした取組を通じ、市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちを育てていければと考えております。

一方、本市を取り巻く安全・安心の面では、いわゆる闇バイトや匿名流動型犯罪グループによる強盗事件や特殊詐欺が発生しております。市長室に設置している災害用の黒電話にも、元日の勤務中に詐欺電話がかかってくるなど、身近なものになっております。こうした状況は、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性の高まりを示しているものと感じております。また、薬物や脱法ドラッグについて、若者が巻き込まれる事例が報道されております。さらに、SNS上の誹謗中傷により、青少年が心に深い傷を負う事例がある一方、加害者にもなり得る環境にあります。私たち大人が、青少年が犯罪の加害者にも被害者にならないよう知恵を出して、子どもたちが健やかに成長していける環境を作り上げていきたいと思っております。

長くなりましたが、限られた時間ではございますが、皆様方のご意見賜りまして、今後の市政運営にしっかり反映させていただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

2 委員紹介

3 議事

(1) 報告事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 令和7年度(2025年度)重点目標

「みんなであつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について 資料1

【事務局説明】

- ・ 事務局では、264 の機関・団体に照会を行い、1,314 件の取組の報告を受けた。
- ・ 昨年度までは、集約した情報を冊子にして紙媒体で配布していたが、紙の削減を図り、検索しやすいエクセルデータや紙媒体を組み合わせ、工夫して情報提供を図り、今後の取組の参考にさせていただく予定。

〈小学校(義務教育学校含む)の取組について〉

- ・ 70 校から、511 の取組について回答を得た。
- ・ 特別活動やイベント等が多く、リーフレットに掲載している「あいさつ運動」をはじめとして、「異学年交流活動」や「保幼小連携」などが多くの学校で実施されている。
- ・ 警察などの外部講師によるネットと SNS の適切な利用や、いじめ防止の講話も多く実施されている。

〈中学校(義務教育学校含む)の取組について〉

- ・ 38 校から、273 の取組についての回答を得た。
- ・ 「あいさつ運動」をはじめとして、「清掃活動」、「防災訓練」を小学校や地域と連携して実施した学校が多くみられた。
- ・ 特に、清掃活動については、青少年対策地区委員会や PTA と連携し、活動を通して地域の大人と触れ合う機会を作っている。

〈青少年対策地区委員会、小・中学校 PTA 連合会の取組について〉

- ・ 39 団体から、222 の取組についての回答を得た。
- ・ 青少年対策地区委員会では、「地域清掃」、「防災体験」、「音楽祭」などのイベントが実施された。
- ・ また、小・中学校や PTA と連携し、あいさつ運動や重点目標を踏まえた標語募集などを実施した地区も多くみられた。
- ・ PTA 連合会においては、「ピーポくんの家」の周知やスマホの使い方、思春期の子どもの対応などに関する研修会を実施し、保護者への啓発活動を実施している。

〈学童保育所の取組について〉

- ・ 93 施設から、270 取組についての回答を得た。
- ・ 学童保育所では、日常生活の中での対応が多く、あいさつをすること、相手を思いやることを大切にするよう指導や声かけを行っている。

〈子ども・若者育成支援センター(はちビバ)の取組について〉

- ・ 11 施設から、11 の取組についての回答を得た。
- ・ 子どもが、主体的に運営に関わったり、地域の大人と交流できたりする取組を実施している。

〈関係所管の取組について〉

- ・ 13 所管から、27 の取組についての回答を得た。
- ・ 教育指導課では、闇バイトに関する出前講座や、「闇バイトクイズ」を実施し、普及啓発を行っている。
- ・ また、主に消費生活センターや生活衛生課、保健対策課において、消費者トラブルや薬物乱用、自殺対策、家庭教育等に関するリーフレットを配布するなど、昨年度作成したリーフレットに掲載している取組を実施している。

〈行動指針別の主要な取組について〉

- 行動指針 1 「あいさつで、子どもが安心できる地域をつくろう！」に沿った取組
 - ・ 小・中学校が青少年対策地区委員会をはじめとする地域と連携したあいさつ運動が多くみられた。
 - ・ 主なものとして、1 つ目、宇津木台小学校では、児童と青少対や見守りボランティア、保護者が連携して行っている。
 - ・ 2 つ目の長沼小学校等では、青少対や PTA と連携し、長沼駅で地域向けのあいさつ運動や、毎月 8 日を小・中学校共同企画「おはの日」として 3 校が同じ取り組みを行っている。
 - ・ こうした取組の実績と効果としては、地域の大人と顔見知りになる機会となり、地域でも大人にあいさつをする子どもが増えた、ということがあげられる。保護者からも「あいさつができるようになってきた」という声があがっている。
 - ・ また、あいさつがきっかけで、家庭での様子や気になっていることを、子どもから素直に話してくれる機会が増えたという成果も出ている。
- 行動指針 2 「みんなで、子どもの居場所をつくろう！」に沿った取組
 - ・ 青少年対策第三地区委員会の「子育てカフェ」では、子育てに関する悩み事等を気軽に話せる場を作るために、学校公開の日に合わせて、カフェ形式のスペースを設置している。
 - ・ 青少対恩方地区の「恩方遊び広場」では、スポーツ以外の子どもの居場所を進めており、囲碁や将棋などのボードゲームを通じて、気軽に遊びながら交流できる環境を整えている。また、第 2 回は子育て世代の保護者の居場所づくりにもつながるよう、社会福祉協議会とのコラボ企画を計画している。
 - ・ 恩方西学童保育所の「クリーン活動」。クリーン活動は学校や青少対などの地域が連携して多くの地区で主に通学路の清掃活動を行うものだが、学童保育所も参加し、居場所づくりにつなげている。
- 行動指針 3 「『闇バイト』など、ネットの危険に注意しよう！」に沿った取組
 - ・ 石川中学校の「闇バイト加害、オンラインカジノ防止授業」では、八王子市教育委員会が作成した「闇バイトクイズ」や警視庁の闇バイト・オンラインカジノ関連動画を視聴することで、トラブルに巻き込まれないためには、情報リテラシー能力が重要であることを学んでいる。

- ・ 清水小学校の「SNS を考える日」では、毎月 SNS の使い方を考える機会を設けることで、SNS は使い方によっては、自他を傷つける道具になることを学んでいる。
- ・ 消費生活センターでは、子どもの課金トラブルが増える夏休みに、消費生活ニュースを市内小・中・高等学校へ送付し、注意喚起を行っている。

《司会》

事務局から「八王子市 青少年健全育成基本方針 令和7年度 重点目標」に対する各機関・団体の取組について説明があった。

御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

イ 令和7年度（2025年度）青少年健全育成事業について 資料2

【事務局説明】

青少年対策地区委員会活動

- ・ 青少年対策地区委員会は、中学校区を単位として、市内に37の地区があり、約2,500名の方々が、地区ごとに「青少年の健全育成に資する活動」を行っている。その主な活動について報告する。
- ・ 青少年が健全に育成できる環境を整備する活動だが、地域の学校などと連携したあいさつ運動や、青少年育成指導員と連携した地域パトロール活動などを実施した。
- ・ 青少年健全育成のための活動だが、地域の様々な団体と協力して、スポーツ・文化体験イベントや健全育成標語コンクール、意見発表会など、子どもが主体的に参加できる活動を実施した。
- ・ 青少年の社会参加・社会貢献活動だが、地域の清掃を行うクリーン活動や防災訓練などを実施した。掲載の表は、青少年対策地区委員会の代表的な事業であるクリーン活動の実績であるが、令和7年も引き続き大変多くの市民の皆様にご参加いただき、子どもたちの地域参加の機会となっている。
- ・ 11頁、健全育成推進区域に関する事業については、令和7年度の推進地区は第五地区である。第五地区では、「ふれあいコンサート」を開催し、世代を超えた交流の中で、子どもが音楽や伝統文化などを体験できる機会を提供し、青少年の健全育成を図った。
- ・ 12頁、東京都「地域における青少年健全育成応援事業補助金」認定事業である。12頁が第三地区の「地域サマーフェスタ」、13頁には同じく第三地区の「いずみの森わくわくランニング大会」、14頁には松が谷地区の「地域交流ふれあいコンサート」の開催報告を掲載している。それぞれの地区の強みや特色を活かして、子どもたちに様々な体験や学習の機会を提供し、思いやりの心を育んだ。鏈水地区の「味噌づくり」は、令和8年3月14日に開催予定。

青少年育成指導員活動

- ・ 15 頁、青少年育成指導員は、「青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定されている、本市固有の制度で、青少年の健全育成のための良い環境づくりを目指して、市内 37 地区で 230 名の方に活動していただいている。
- ・ 主な活動内容は 4 つ。まずは、巡回活動である。夜間の活動が多く、地域内をパトロールし、子どもの見守りや帰宅の声かけを、各関係機関と連携を図りながら実施している。
- ・ 次に八王子市青少年健全育成キャンペーンの実施である。毎年 11 月、こども家庭庁が主唱する「秋のこどもまんなか月間」に合わせて実施している。青少年健全育成基本方針重点目標などを記載したポスターや絆創膏を市内各地で掲示・配布して、啓発を行った。また、各種実態調査を実施した。
- ・ 3 つ目として、青少年健全育成協力店の指定活動である。本市の青少年健全育成事業の趣旨に賛同する約 450 の店舗に参加していただいている。
- ・ 最後に、環境浄化の実態調査である。カラオケ店など、青少年が立ち寄る店舗や書店などを対象に、調査を行っている。具体的には、「カラオケボックス等の調査」、「8 条指定図書類等自動販売機の調査」、「ゲームセンター及びインターネットカフェの調査」、「指定図書及び表示図書類販売等状況の調査」、以上 4 つの調査である。
- ・ これらの調査は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、深夜の入場制限や区分陳列など、ルールに沿って運営されているかを調査するものである。
- ・ 今年度の調査結果については、概ねルールに沿った運営が確認できたが、「8 条指定図書等自動販売機の調査」においては、都条例で規定されている、外から販売物を見えないようにするミラー装置が設置されていないため、東京都に報告し、東京都職員同席のもと青少年若者課でも現地視察を行い、設置業者への指導等、対応いただいている。

《司会》

ただいまの報告について、御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

(2) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針令和 8 年度(2026 年度)重点目標及び周知リーフレット案について **資料 3**

【事務局説明】

〈重点目標について〉

重点目標につきましては、令和 7 年度は、「みんなでつないでいこう 思いやりの心」としているが、「検討会」での検討を踏まえ、令和 8 年度も引き続き、重点目標とすることを提案する。

〈重点目標とする理由〉

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組方針として定めている目標である。
- ・ 青少年を取り巻く問題は、全国的に小中学校における不登校の児童・生徒数や子どもの自殺者数が最多を記録するなど、深刻化している。
- ・ 特に、スマートフォンの青少年への急速な普及を背景に、小学生における「ネットいじめ」の認知件数が過去最高を記録するなど、青少年の諸問題に対処するためには、家庭、学校、地域、行政が手を携え、子どもの「思いやりの心」を育む重要性が高まっている。
- ・ 取組件数の年度別推移にもあるように、本重点目標のもと、令和7年度の取組件数が増加しており、継続した目標を掲げることが効果的であること。
- ・ 学校で実施している「はちおうじっ子サミット」において、小・中学生がいじめ防止の観点から思いやりの心の重要性について意見を交わしており、青少年自身にとっても必要性が高いテーマとして共有されていること。
- ・ これらの理由を踏まえ、家庭・学校・地域・行政が協力しながら、令和8年度も引き続き「思いやりの心」の育みを重点目標に据え、全市的に取り組んでいくことがふさわしいと考える。

〈令和8年度重点目標と3つの行動指針案〉

3つの行動指針は、「青少年健全育成基本方針」及びそれに基づく「重点目標」を踏まえた令和8年度の重点的な3つの行動指針となっている。1つ目が「あいさつで、みんなが安心できる環境をつくろう!」、2つ目が「スマホ利用の『わが家のきまり』を話し合おう!」、3つ目が「みんなで、安全な地域をつくろう!」である。

〈重点目標及び行動指針を踏まえたリーフレットの作成〉

● リーフレットを作成における、基本的考え方について

- ・ リーフレットは基本的には、大人向けの内容とした。
- ・ ただし、義務教育学校を含む小中学校の各学校から全児童・生徒に配布するため、子どもが読むことも想定し、以下のとおり工夫した。
 - ①図や画像を使用し、伝わりやすい内容とした。
 - ②フォントやレイアウトを工夫し、親しみやすい表現とした。
 - ③見出しを設け、文字数を減らすことで、読み手に伝わりやすい構成とした。
- ・ 行動する意味やポイント、役立つ情報を記載するなど具体的な行動につながりやすい内容とした。

● リーフレットの記載内容について

リーフレット1ページ 導入部分

- ・ 冒頭に「思いやりの心」をつないでいくことを呼びかけるとともに、その一環でいじめ予防もあることから、「いじめを許さないまち八王子条例」の紹介をしている。
- ・ 中段「何かあったら、ひとりで悩まず相談しよう!」については、子どもや保護者が悩みを相談できる窓口について、より広く周知するために、例年掲載している。

- ・ この相談窓口については、悩み事にジャンル分けをしたうえで、各ジャンルで24時間対応やSNS相談を行っている窓口を掲載している。その他、電話やSNS相談だけではなく、対面相談が可能な窓口も掲載した。
- ・ ページ下段には、リーフレットをめくってもらえるように、思いやりの心をつなぐ「3つのアクション」をイラストを使って掲載した。

リーフレット2ページ「行動指針1 あいさつで、みんなが安心できる環境をつくろう！」

について

- ・ 検討会では、あいさつは、思いやりの心を育む原点であると考え、毎年度行動指針として掲載している。
- ・ 左側には、あいさつの効果を視覚的に伝えるため、イラストを用いて掲載することで、子どもにもわかりやすい表現とした。
- ・ 市教育委員会で実施している「はちおうじっ子サミット」において、小・中学生の中で、いじめ防止のため、あいさつの重要性が話し合われたことや「子ども☆ミライ会議」でも、あいさつに関する発表がされたことを踏まえて、家庭だけではなく、学校や地域でも、大人からあいさつをすることや大人同士でのあいさつが大切であることを強調する内容とした。
- ・ 最後に、地域のつながりを深めるため、地域の行事等への参加を通じて子どもと地域の大人が顔見知りとなることを促す内容とした。

リーフレット2ページ「行動指針2 スマホ利用の「わが家のきまり」を話し合おう！」

について

- ・ 検討会において、スマホの利用に関して、「被害者にも加害者にもならないために」という視点が重要であるとの意見があった。また、警察からは、中学生も自画撮り被害等、SNSに関する犯罪のトラブルに遭っている事例が報告されたことから、警視庁の調査より「SNSを利用して犯罪被害に遭った子どもの対象年齢」をグラフで掲載し、危機感を持ってもらう内容とした。
- ・ グラフの右側には、SNSに投稿する内容によっては、子どもが加害者となる可能性があることを示すために、名誉毀損罪や侮辱罪などの具体例を掲げている。また、投稿を完全に削除することはできないことや、相手への思いやりを忘れずに行動する大切さについても掲載した。さらに、匿名であっても発信者は特定されることを強調した。
- ・ ページ下段では「わが家のきまりを話し合ってみよう！」と記載し、家庭ルールをつくる際のポイントや具体例を記載して、親子で話し合うことを促す内容とした。
- ・ 話し合っただけ決めた家庭ルールは、見えるところに掲示し、日頃から意識することが重要であるため、市が作成したチェックリストのリンクを掲載した。
- ・ チェックリスト案は、資料の24頁に掲載。
- ・ チェックリストの内容は、内閣府や東京都が発行するリーフレット等を基に作成した。また、困った際にすぐ相談できるよう、相談窓口「こたエール」をチェックリストにも掲載した。

リーフレット3ページ「行動指針3 みんなで、安全な地域をつくろう！」について

- ・ 令和8年4月から改正道路交通法が施行され、16歳以上の自転車利用者に対して「青切符」制度が導入されるなど、自転車も車両としての責任が求められていること。また、検討会でも、教育機関での児童・生徒への情報提供に加えて、地域や関係機関との連携による周知啓発が求められている、との意見があったことから掲載している。
- ・ 左側には、青切符の対象となる違反行為のうち、盲点になると思われる禁止行為について、子どもでも理解できるようイラストで示した。また、違反行為の反則金の額も掲載することで、違反内容及びその結果を視覚的に把握できるようにした。
- ・ ページ下段には、「オリジナルの安全マップを作ってみよう！」という内容で、地域の防犯・交通安全意識を高めるため、子どもの視点を生かしながら、子どもと大人が一緒に安全マップを作成することを促す内容とした。これは、令和6年度に八王子市が開催した「高校生によるまちづくり提案発表会」において、都立翔陽高校の生徒から「通学路の危険箇所を高校生の視点で地図にまとめる」ことの提案があったことを受けて、掲載するものである。
- ・ 具体的な取組について、1つ目は東京都のWEBサイト「東京都防犯ネットワーク」に掲載されている「こども安全マップ」。これは、スマートフォンやパソコンでマップが作成できるデジタルツールである。
- ・ 2つ目は、はちびバ川口におけるマップづくりの取組を掲載した。子どもたちに、施設周辺で危険だと感じる場所をシールで貼ってもらい、「あんぜんマップ」として施設内に掲示しているものである。

リーフレット4ページ 地域の活動、健全育成推進区域、基本方針部分について

- ・ ページ上段「地域の活動に、できることから参加してみませんか？」について、地域の活動が子どもの居場所づくりにつながる旨を記載した。また、地域の担い手が不足していることから、自分のできる範囲での地域行事への参加や運営への協力を促す内容とした。
- ・ ページ中段に、令和7年度八王子市健全育成推進区域である青少対第五地区が2月7日に開催したふれあいコンサートの内容を記載した。写真の掲載については、現在調整中。
- ・ ページ下段には、青少年健全育成基本方針の理念を掲載した。家庭・学校・地域・市関係行政機関の役割を記しているが、これは令和7年3月に本市が策定した第2期八王子市子ども・若者育成支援計画に掲載されているもの。

〈配布について〉資料3 23頁

- ・ リーフレットは、「重点目標及び行動指針」を広く周知し、取組を推進するために、家庭、学校、地域に向け54,000部を配布する。
- ・ 昨年度に引き続き、市内の幼稚園、小・中学校、都立高等学校、一部私立高等学校については、電子データでも配布する予定。

《司会》

事務局から「令和8年度重点目標」について説明があった。これより協議に入る。
御意見・御質問はいかがか。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 西川副会長》

まず、「あいさつで、みんなが安心できる環境をつくろう！」についてである。リーフレットには昨年と同様に、あいさつは自分を開き、相手の存在を認める大切な行動であると掲げられており、人間関係におけるあいさつの重要性を示していると思う。子どもがあいさつの習慣を身につけるためには、大人が率先してあいさつを交わし、手本となる必要があると感じている。

私たち青少対では、登校時に通学路に立って見守り活動を行っているが、あいさつを交わすことで地域の温かな思いを子どもたちに伝えていていると思っている。しかし、社会環境が厳しくなる中で、気軽に子どもたちに声をかけづらいという意見もある。青少対の会議でも、「知らない人が声をかけると通報されてしまうのではないか」といった声があり、あいさつを気軽にできない難しさも感じている。

子どもたちとあいさつを交わすためには、まず関係性を築くことが重要であると考える。リーフレットにもあるように、地域行事に参加し、顔見知りとなり、つながりを持ちながら関係性を築いていくことが大切である。青少対のあいさつ運動も、継続することで子どもたちからのあいさつが増えており、地道な活動を続けることが必要であると感じている。

私の学区では、以前は不審者の出没が多かったが、現在は多くの団体が様々な場所で見守り活動を行っていることもあり、不審者情報がほとんど聞かれなくなっている。なお、昨日私が関係している小学校を訪れたところ、あいさつ運動が行われており、子どもたちや先生方の「おはようございます」という元気な声があふれていた。

青少対では、子どもたちが参加しやすい行事の開催を模索している。こうした活動を通して地域の人との関係性を築き、今後も子どもたちを見守っていきたいと考えている。

《八王子市立中学校長会代表 白石委員》

検討会で様々な話題が挙がった際、私からはリーフレットの2頁に記載されている、SNSによるトラブルが犯罪に発展する可能性について、意見をさせていただいた。

併せて3頁の交通安全に関する内容についても意見を述べさせていただいた。自転車による交通事故はしばしば悲惨な結果となり、特にヘルメットの着用の有無が生死を分ける事態も起こり得る。本校では昨年12月、冬休み前の学校だよりで、違反行為の例や重大事故につながる事例を示し、交通安全啓発として禁止事項を明確にしたところである。

3頁の図については、ピクトグラムにより重要なポイントを押さえ、視覚的に理解しやすい構成になっていると感じた。わが校でも、この図を参考にしたいと考えており、リーフレットが配布された際には効果的に活用していきたい。

2頁に戻るが、「スマホの利用で『わが家の決まり』を話し合おう」「その投稿、ちょっと待って！」という項目についてである。八王子市教育委員会では現在、暴行動画の拡散への対応を強化している。令和7年度には、児童生徒の健全育成に関する調査が全公立小・中

学校で行われ、その中でいじめに関わるアンケートも実施される予定となっている。

また、校長講話や情報教育の実施も予定されている。暴行動画に関する事案は複数の高校で発生しており、ニュースになる例も見られる。女子生徒にわいせつな動画を送らせ、提供・保持・拡散させるなどの事案は、SNSトラブルにとどまらず、生命の危機に及ぶ犯罪に発展しかねないと強い危機感を抱いている。こうした問題は、いじめや人権侵害につながるだけでなく、登校できなくなる、転校せざるを得なくなる、進路選択に影響するなど、深刻な結果をもたらしかねない。警察にも相談し、対応いただいている。学校としても、繰り返し啓発を行い、被害者にも加害者にもならないよう、生徒と保護者への指導を継続していく所存である。大きな事案が発生してからでは遅く、抑止体制を重視することが重要なポイントであると考えている。

中学校長会としては、このリーフレットのポイントを強調し、各学校において周知を徹底していただくよう依頼する予定である。

《八王子市議会議長 美濃部委員》

今回のリーフレットは、伝えたい内容が明確に盛り込まれており、何を伝えるものなのかがよく理解できる構成になっていると感じている。

市議会では現在、広報広聴協議会を設置し、市議会議員の活動を市民に分かりやすく伝える取組を進めている。例えば「ひびき」という冊子があり、議会の内容を記載しているが、十分に読まれていないという調査結果が出ている。このため、どのようにすれば読んでもらえるか模索しており、先日、奈良県王寺町において八王子市作成の「ひびき」を評価していただく機会を得た。その際、最初に指摘されたのは「文字が多すぎる」という点であった。人は手に取った瞬間、約3秒で読むかどうかを判断するため、文字量が多いと読まれないとのことであった。読んでもらう工夫としては、文字数を減らし、写真を入れること、そして先ほど話題にあったピクトグラムのように、視覚的に理解しやすい要素を増やすことが効果的であると学んだ。実際、3ページのピクトグラムは、禁止事項がひと目で理解できる。

今回のリーフレットについても、かなり文字を減らしていただいた認識しているが、子どもが目にすることを踏まえると、さらに文字数を抑え、写真やイラストを増やすことで、よりインパクトがあり、読まれやすいものになると考える。

《事務局》

見やすく読みやすい資料であることが重要であり、小学生にも手に取ってもらえる工夫が必要であると考えている。令和7年度には、市内の公立小・中学生の学習用タブレットにリーフレットを掲載した。しかし、現行のリーフレットは難しい漢字が多いため、令和8年度については、より読みやすい小学生向けのものを作成することを検討している。

《市議会文教経済委員会委員長 石井委員》

3つのポイントはいずれも大変重要であり、現場からのご報告についても、そのとおりであったと感じた。特に2点目のスマホ利用については、様々な犯罪が実際に発生しており、諸外国や国内の一部では、子どもの使用を規制する動きも見られる。このような状況を踏まえ、子どもが加害者にも被害者にもならないための取組を推進していくことが重要であると

考える。

今年度も闇バイトから子どもを守るという位置づけで取組が実施されており、先ほど紹介されたように、SNS 被害をなくすための講習や、学校での継続的な教育が行われている事例もある。これは現状を踏まえた上での提起であると思う。

については、現場での実情について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと考える。

あわせて、二次元コードを読み取ることで先ほど紹介されたチェックリストが表示される仕組みについてであるが、これを可能であれば紙面にも直接掲載することで、より利用しやすくなるのではないかと考える。その点についても併せて検討いただければ幸いである。

《八王子市立中学校長会代表 白石委員》

事例としては、SNS を活用した情報モラル教育の展開がある。一覧化された取組事例については、各校の実情に応じて実施できるかどうかの検討材料として活用できる。多くの有用な事例が示されているので、これらを参考に「わが校でも取り組んでみよう」と実践につなげていくことが大切である。場合によっては、生活指導主任や校長間で詳細な進め方について情報交換する視点も必要と考える。

抑止力の点では、先ほど述べたとおり警察からの助言や支援があるが、保護者へ現状を伝えることも重要である。私の学校では、今年度の4月の保護者会に急遽警察に来校いただき、犯罪抑止について警察の視点から説明していただき、年度当初から取組を進めた。

また、各校で実施されているセーフティ教室では、啓発動画を活用しているが、古い動画を使用することはなく、その時々で最新の内容を扱う。毎年、特に注意すべき点を反映した最新の資料が提供されている。警察や関係機関が作成し提供している教材を、その場限りで終わらせず、復習的に繰り返し活用することで、子どもたちにしっかりと浸透させる努力が求められると考えている。以上のような点を踏まえ、今後も粘り強く取組を継続していきたい。

《事務局》

チェックリストの印刷につきましては、リーフレットを54,000部配布するため、必要なところで印刷もしくはタブレットやスマホ上で見ていただく形を考えている。

《司会》

他になければお諮りする。「八王子市青少年健全育成基本方針 令和8年度重点目標等」は、原案のとおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《司会》

このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

「八王子市青少年健全育成基本方針 令和8年度(2026年度)重点目標等」を原案のとおり決定

イ 令和8年度(2026年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について 資料4

【事務局説明】

- ・ 本市では、毎年「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会37地区から推進区域を募集し、申請のあった地区について本協議会にて審議、承認後、指定を行っている。
- ・ 毎年度1地区を指定している。
- ・ 指定された地区は、通常の活動に加え「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第6条に規定する事業を実施する。具体的には、「あいさつ運動」「子どもの主張・意見発表」などを実施している。
- ・ 令和8年度については、上柚木地区から令和7年11月開催「第2回 青少年対策地区委員会連絡会」にて立候補があり、同月開催した「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」にて、この結果を報告し、本会議に推薦することを了承されている。
- ・ 上柚木地区からは、子どもの健全育成を図ることを目的に、「みんなのあじさい祭」という地域の子どもが、あじさいの植樹や手入れを通じて、自然や地域に愛着を持ちながら地域交流を図れるイベントを開催する事業が提案されている。

《司会》

御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

《司会》

それではお諮りする。

「令和8年度(2026年度)八王子市青少年健全育成推進区域」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《司会》

このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

「令和 8 年度(2026 年度)八王子市青少年健全育成推進区域」を原案のとおり決定

ウ 令和 8 年度(2026 年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項について 資料 5

【事務局説明】

- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会設置要綱」に基づき、「令和 8 年度と同検討会の検討事項」について、次のとおり提案する。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針 令和 8 年度重点目標に向けた取組」については、令和 8 年度重点目標の達成に向けた家庭・学校・地域・行政機関の具体的な取組状況を把握する。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針 令和 9 年度重点目標について」では、関係団体・機関に青少年健全育成のための積極的な取組を呼びかける重点目標等を定めるため、令和 9 年度の重点目標等を協議・検討する。
- ・ 「令和 9 年度八王子市青少年健全育成推進区域について」では、「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第 5 条により指定する標記区域について、協議・検討する。
- ・ その他として、青少年に関する諸課題の報告・専門的見地による情報交換により、関係機関等との連携・協力の円滑化を図っていく。

《司会》

事務局から「令和 8 年度(2026 年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」について、提案があった。

御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

《司会》

それではお諮りする。「令和 8 年度(2026 年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」については、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《司会》

このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

「令和8年度(2026年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」を原案のとおり決定

(3) 情報提供

ア スマホ、SNSを起因とする少年犯罪の傾向と対策について

【情報提供】八王子警察署より報告

《八王子警察署 吉井課長》

自撮り被害に関する点について説明する。まず、「そのAIの使い方、犯罪かも」という警察庁・内閣府・こども家庭庁・文部科学省の連名によるリーフレットに関連して、八王子管内でも実際に自撮り被害に関する問題が発生している。例えば、交際相手や憧れている学校の先輩から「裸の画像を送ってほしい」と言われ、送ってしまい、その後に画像が拡散されるといった事案である。防犯講話を中学校や高等学校などで行う際、犯罪に該当する行為とそうでない行為を理解している生徒は多く、裸の画像を送ることが危険であるという認識は広がっている。

画像を送ってしまう背景には、「好きだから」「嫌われたくないから」などの好意に基づくケース、マッチングアプリで知り合った相手に「寂しい」という気持ちから送ってしまうケース、さらに「お金がほしい」といった貧困に関連するケースなど、さまざまな動機が存在する。一概にこの対策を講じれば解決するという単純な問題ではない。

その上で、我々が特に教育現場に伝えたいことは、「一度インターネットに上がった画像は完全には消えない」という認識を徹底してもらうことである。警察ではデータを押収した際、初期化やネットの削除要請など可能な限りの措置をとるが、その前に転送されている可能性があり、完全な削除は困難である。特殊なクラウドやアプリを通じて復元される場合もある。実際に拡散された生徒の中には深く傷つき、リストカットに至る、家出する、家庭関係が悪化するなど、深刻なケースも存在する。

今回提示された八王子市の青少年健全育成基本方針等は、警視庁の方針と全く齟齬がなく、SNS関連の問題についても「インターネット及びSNS利用に起因する福祉犯の取締り」「少年の非行・被害防止対策」「少年を取り巻く有害環境への適切な対応」など、明確に位置付けられている。警視庁としても強力で推進している分野である。

特に強調したいのは「連携と協力」である。警視庁の推進項目27項目のうち、学校が明記されているものが2項目あり、1つは「匿名流動型犯罪グループの人的供給させないための学校と連携した広報啓発」、もう1つは「学校におけるいじめ問題に対する迅速な対応」である。また、通学路、防犯カメラ、児童虐待、サイバー犯罪抑止など、多くの分野で「関係機関との連携・協働」が求められている。

八王子市の方針は、警視庁の方針と基本的に一致しており、あとは各現場でどれだけ実効性をもって取り組むかが鍵である。警察としても講話や啓発に積極的に協力していく。必要に応じて呼んでいただければ対応する。また、逆に協力をお願いする場面もある。今後この場を通じて、連携体制をさらに強化していきたいと考えている。

《司会》

ただ今の報告を受けて、日頃から犯罪・非行からの立ち直り支援に取り組んでいる立場から、保護司会の佐藤委員に最近の子どもたちの傾向等についてご発言をいただきたい。

《八王子地区保護司会代表 佐藤委員》

私どもは、罪を犯してしまった少年や一般の方々を預かり、伴走し、支援する立場にある。その中で常に考えているのは、少年が非行に至る背景として、家庭環境が大きく影響しているという点である。生まれながらに悪い人間はいない。成長の過程でどのような家庭状況に置かれてきたのが重要であると感じている。

また、罪を犯した人は居心地の良い場所に向かう傾向がある。これは誰しも同じであり、たとえ良くない関係であっても、自分の存在が認められる場所があればそこに引き寄せられてしまう。先日、多摩少年院の「20歳を祝う会」に参加した。多くの若者は「家庭に申し訳ない」「母に辛い思いをさせた」という言葉を口にし、今後の生活を立て直す決意を語っていた。印象的だったのは、「父親」の存在を語る者が一人もいなかったことである。私自身も、父親として学校行事等に十分関わってこなかったことを振り返った。

子どもは家庭の様子をよく見ている。親の言動を日常的に見て、「これをやっても良いのだ」と受け取ってしまう場合もある。特に小・中・高校生の時期は人格形成の重要な段階であり、家庭内で誤った行動を繰り返し目にする、それを肯定してしまう恐れがあると考えられる。

保護司会の取組に関しては、これまで「これから頑張ってもらいたい」と励まして送り出す指導が中心であったが、「自分が行った行為がどれほど大きな影響を与えたのか」「被害者がどのような思いを抱えているのか」を理解した上で立ち直る姿勢が求められている。犯罪を防ぐためには、衣食住を安定させ、誤った仲間のところに行かないようにすることが大切であると考えている。

《司会》

鑑別所に一時的に入所した子どもたちの様子から感じられる最近の傾向について、東京西法務少年支援センター長の向野委員にご発言をいただきたい。

《東京西法務少年支援センター長 向野委員》

日頃より当所の運営に関し、皆様のご理解とご協力を賜り、この場を借りて御礼申し上げます。また、子どもたちの健全育成、罪を犯した少年の立ち直りに向けて、地域・家庭・学校でご支援いただいていることにも深く感謝申し上げます。

少年鑑別所では、20歳未満で法律に触れたとされる少年を家庭裁判所の決定に基づき、家庭裁判所の最終処分が決まるまでの約4週間程度お預かりし、立ち直るための方法を明らかにする業務を行っている。また、家庭裁判所とは別に、地域の非行・犯罪防止のための相談室も運営し、保護者や学校関係者の相談にも応じている。

令和6年版犯罪白書によれば、10歳以上20歳未満の人口10万人あたり、刑法犯で検挙される少年は約270人であり、そのうち少年鑑別所に至るのは約20人程度である。そのため、私の話は限られた領域の事例に基づくものではあるが、その一方で、社会問題が凝縮さ

れた課題を抱える子どもたちと日ごろ接しているという実感もある。

そうした子どもたちや保護者からは、インターネットや SNS を介したトラブルが日常的に発生しているという課題が浮かび上がってくる。また、誰が加害者で誰が被害者かが複雑で見えにくい事例も多く、昨日まで被害者の立場にあったはずの子どもが、何かのきっかけで加害者となって現れることも珍しくない。

私を感じる点を大きく3つにまとめて述べる。第1に、大人の理屈と感性では限界があることである。特にデジタルに不慣れな大人が考える対策では、子どもたちの実態に追いつかない。小学校中学年頃には、保護者が設定した制限やフィルタリングを突破する方法を自ら検索し、使いこなしてしまう例もある。子どもが親のクレジットカードでゲームに課金してしまうという相談をしてきた人からは、スマートフォンを取り上げても問題は解決しないという話も聞いた。

第2に、正しい知識を持たないままインターネットを利用する子どもが多いことである。有益なツールである一方で、使い方を誤ると深刻な危険に直面する。テレビや新聞などの、いわゆるオールドメディアと呼ばれる情報源に彼らは関心を持っていないため、アクセスをしない。そして、関心のある情報だけをネットで調べるためフィルターバブルと呼ばれる状態になり、限られた真偽不明な情報の中でそれが正しい情報だと思ってしまう。そのため、特殊詐欺についての知識が全くなく、知らぬまま関与してしまった事例もある。

第3に、最も効果的な対策は子ども同士で話し合い、解決策を考えることであると思う。子どもは、大人の言葉には関心を示さなかったり、反発したりしがちであるが、友人や同世代の意見には耳を傾ける傾向がある。先ほど報告のあった取組のように、講演を受けた後に子ども同士で話し合う活動は非常に効果的であると感じている。

当所としても、非行・犯罪の防止や子どもの健全育成に資する取り組みを引き続き進めていく。今後とも皆様のご協力を賜れば、大変ありがたく思う。

《市議会議長 富永委員》

発達に関わる課題をお持ちの保護者を支援しているメンターと意見交換の機会があった。そこで、知的障害のある方が再犯を繰り返す課題があり、保護者が「どこに相談したらよいのか分からない」「相談しても適切に受け止められない場合があり、気を遣いながら相談している」といった現状についての指摘があった。こうした悩みを抱えるご家族が、適切に相談・支援につながる窓口や関わりについて、どこで情報を得ればよいか、ご教示いただければ幸いである。

《東京西法務少年支援センター長 向野委員》

東京西法務少年支援センターでは、非行・犯罪に関する地域の方の相談に応じる相談室を設置しており、今のようなお悩みについてお話を伺うことは可能である。

恐縮ではあるが、センター名を検索していただければ窓口の情報やアクセス方法が表示されるため、必要に応じてご紹介いただければよいと思う。発達障害や非行・犯罪といった複合的課題がある場合、支援が縦割りになり、うまくつながらないことがある。そのため、当センターでは、相談者の同意が得られれば関係機関と連携し、情報共有を行いながら支援するよう心がけている。

少年鑑別所という名称から、相談をためらわれることもあるかもしれないが、まずは一度ご連絡いただければ、何らかの形でお力になれるのではないかと考えている。

《市議会議長 富永委員》

国としても、再犯防止の観点から、発達に課題を抱える子どもへの教育や支援に力を入れていると承知している。そのような状況の中で、学校の教育現場でも、通常学級に在籍している場合であっても、判断力に課題を抱える子どもがおり、知らず知らずのうちにトラブルに巻き込まれてしまうことがあるのではないかと感じている。

再犯防止のための体制がどのように構築されているのかについて伺いたい。

《生活安全部長 山岸委員》

国では、数年前から刑法犯全体の認知件数が減少している一方で、再犯者率がなかなか下がらない状況を踏まえ、再犯防止対策に力を入れて取り組んでいる。八王子市においても再犯防止推進計画を策定し、現在は第2期に入っている。

本市では、関係機関と連携しながら情報交換を行い、支援体制の構築に努めている。先ほどの相談窓口に関する話もあったが、相談を受けた際には、適切な支援につながるよう関係機関と連携しながら必要な支援を案内していく考えである。

市としても、関係機関が連携し、再犯防止に向けた取り組みを進めているところであり、今後もこうした体制の強化に努めていきたい。引き続きご理解とご協力をお願いする。

《会長》

再犯防止という観点は確かに重要であるが、その前段として、そもそも子どもを犯罪に至らせないための大人側の仕組みづくりがより一層重要であると思っている。

先ほどの議論にもあったとおり、加害者と被害者が入れ替わるような、境界が不明瞭で危うい環境を、私たち大人が作り出してしまった。

行政としてできることが何かを改めて考えさせられた。どこに相談すればよいのか分からない子どもに対し、私たちがどのような環境を作れるのか、改めて気づかされた。

市役所全体においても、「どの部署が担当なのか」が不明瞭な相談が少なくなく、行政分野に関わらず抱える課題である。子どもたちが役所の組織構造を知らなくても、支援につながる環境が必要であると感じている。

なお、子どもの視点ではないが、来年度の組織改正において、外部とのつながりを明確化するため「外務渉外課」を新設し、対外的な調整を一本化する方向で検討している。

子どもが犯罪に巻き込まれないための行政の受け手をよりわかりやすく構築する必要性を強く感じた。貴重なご意見、ご指導をいただき、改めて感謝申し上げます。

イ 多摩少年院の現状について

【情報提供】多摩少年院長より報告

《多摩少年院長 大熊委員》

お集まりの皆様には、日頃より当院の運営にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。犯罪や非行少年の処遇を行っている多摩少年院の現状についてご説明し、ご参考と

していただければ幸いです。

多摩少年院は、日本で最初に設立された少年院であり、市内緑町に所在している。令和7年度には創立102年を迎えた。家庭裁判所の決定により送致された関東近県10県1都の男子少年を収容しており、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県などからの在院者が多い。在院者の約9割は初めて少年院に入り、対象年齢は16歳以上だが、近年は18歳以上の特定少年が約7割を占めている。収容定員は146名であり、平成13年頃をピークに長く減少傾向が続いていたが、令和5年度以降は増加に転じ、令和7年度は年間を通して130名を超える収容が続き、収容率は90%を超えている。

在院者の特徴として、窃盗、傷害、強盗が多く、薬物、交通、性非行が続いている。昨今は詐欺事案が増加しており、令和6年度には在院者の約1割、現在では約2割が詐欺に関与している。特に末端の役割であっても余罪が多く、入院後に再逮捕される例や、数百万円から数千万円規模の被害に関与している例も見られる。教育程度では高校中退者が多く、全体として学歴水準は低い。また、知能指数では約7割が80以下で、境界線や軽度知的障害の状況にある者が多数を占めている。知的能力の制約に加え、非社会的行動傾向やコミュニケーションに課題を抱える在院者が増えており、幼少期の虐待や愛着形成上の課題があったことをうかがわせる者も多い。在院中に自傷行為や自殺企図を示す者も増加している状況である。

当院の教育活動は、従来の知見を生かし集団処遇を基盤としている。本件非行の反省を深めつつ、加害や被害の双方に向き合える力を育み、再犯・再非行の防止と健全育成につながるよう、規範意識の喚起、コミュニケーション能力と情緒の統制の向上、犯罪特性に応じた認知行動療法などを行っている。また、学力の向上にも力を入れ、高卒認定試験の受験支援や各種資格取得の機会を提供している。さらに、地域の協力を得て社会貢献活動を行うなど、幅広い教育を実施している。

並行して、出院後の就学・就労支援や進路確定、福祉的支援が必要な少年への対応も行っている。このような業務に携わるものとして、法務教官のほか、社会福祉士、就労支援専門官、修学支援専門官などの専門職が勤務している。しかし、近年は帰住先が決まらない、家族が受け入れられない、就職先が見つからないなどの困難が増えている。進路が確定しないまま退院すると再犯リスクが高まるため、就労等へのつながりが重要であるものの、受け入れ先の確保や定着が難しい課題がある。

本年度は、八王子市青少年対策地区委員会のウォークラリーに当院もルートとして加えていただいたほか、教育委員会との連携により、小・中学校校長による施設視察や意見交換も行った。今後もこうした地域との連携を一層進めていきたいと考えている。当院は「更生と成長を信じ、共に歩む場所」をビジョンとして掲げている。引き続き、八王子市青少年問題協議会の皆様と連携しながら取組を進めていきたい。

《八王子警察署 吉井課長》

警察と学校との連携施策について、警視庁が進めている取組を紹介する。「学校職員の皆様へ」と題したチラシがあり、これは若者を犯罪集団から守るための研修に関する案内である。令和7年度から令和8年度にかけて、弁護士と警察による講義を実施するもので、闇バイトや特殊詐欺に関する実態や、若者がなぜ関与してしまうのかといった点について、出

張講義という形で学校に赴き講義をする。関心のある学校があれば、ぜひお問い合わせいただきたい。

《東京保護観察所立川支部 吉原支部長》

委員の皆様には、日頃から更生保護業務の推進にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。保護観察所では、刑務所や少年院から仮釈放となった方、あるいは裁判所で保護観察処分を受けた方が社会の中で再び罪を犯すことのないよう、保護司と連携しながら定期的な面接による生活指導や各種支援を行っている。また、犯罪や非行のない明るい安心安全な社会をつくるための犯罪予防活動を主要な業務として担う、法務省の機関である。

現在、保護観察所で取り扱っている件数について申し上げますと、昨日時点で八王子市全体では少年・成人合わせて約120名が保護観察を受けている。そのうち、70名余りが少年事件であり、残りが成人である。地域によっては成人事件の割合が高い市もあるが、八王子市は少年事件が多い傾向にあると認識している。

再犯防止に関しては、保護観察中は保護司や観察官が関わることもあり、再犯なく生活を続けられる方が多い。しかし、保護観察が終了した後は支援が離れていく中で、生活を崩して、再犯に至ってしまう例が多い。従来は、保護観察が終了すれば保護観察所が関わることはできないという整理であったが、国全体で再犯防止施策が進められる中、現在では保護観察終了後であっても、本人から相談があれば必要な支援や相談に応じる体制を整えている。

保護観察所だけで解決できる問題は限られているため、相談内容に応じて、就労支援が必要であればハローワークへ、福祉的支援が必要であれば行政窓口へとつなぎ、適切な支援につながるよう取組を進めている。市町村や少年院など関係機関と連携し、以前よりも広い範囲で業務を進めながら再犯防止に取り組んでいることを、この場で簡単に紹介させていただいた。

ウ その他

特になし。

4 閉会

